

事務連絡
令和7年9月5日

越谷・松伏水道企業団
外部精度管理調査御担当者様

環境省水・大気環境局環境管理課
水道水質・衛生管理室

令和7年度環境省水道水質検査精度管理のための統一試料調査に係る結果等について

水道行政の円滑な推進については日頃より御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和7年度環境省水道水質検査精度管理のための統一試料調査について、下記1. のとおり結果がまとまりましたので御連絡します。下記1. の改善策の提出欄に「要」とされている機関及び下記2. (1) ②実施の体制に疑義があると判断された機関におかれましては、原因及び改善策について2. (3) の期限までに御回答ください。これらに該当しない機関におかれましては、その限りではありません。

記

1. 統一試料調査の結果

統一試料調査における貴機関の結果は以下のとおりです。*1

試料名	測定項目	中央値 (mg/L)	報告値 (mg/L)	誤差率 (%)	zスコア	改善策 の提出*2
無機物1	塩化物イオン	23.8	24.2	1.7	0.50	
無機物2	塩化物イオン	65.8	66.3	0.8	0.25	
試料名	測定項目	中央値 (μ g/L)	報告値 (μ g/L)	誤差率 (%)	zスコア	改善策 の提出*2
有機物	シス-1,2-ジクロロエチレン	8.84	8.32	-5.9	-0.88	
	トランス-1,2-ジクロロエチレン	6.25	5.84	-6.6	-0.98	

*1 調査に参加していない場合は“—”としています。

*2 原因及び改善策の提出が必要な項目は“要”としています。

2. 原因及び改善策の提出

(1) 提出を要する機関は以下のいずれかに該当する機関となります。(両方に該当するケースもあります。)

① 中央値からの誤差率が大きい機関。具体的には1. の統一試料調査の結果において、報告値の誤差率が無機物試料で中央値 \pm 10%の範囲外の項目を有するか、有機物試料で中央値 \pm 20%の範囲外の項目を有する機関が対象となります。さらに、無効機関も対象となります。原因及び改善策について検討の上、結果(報告書等)を提出ください。

② 水質検査の実施体制に疑義があると判断された機関

以下の(無機物)又は(有機物)の欄に指摘事項のある機関は、報告書・標準作業書等において検査方法告示からの逸脱がある等、水質検査の実施体制に疑義があると判断されました。改善策につい